
平成24年度
「企業が反社会的勢力による
被害を防止するための指針」
に関するアンケート
(調査結果)

平成24年11月

調査主体	全国暴力追放運動推進センター 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 警察庁刑事局組織犯罪対策部
調査機関	株式会社日経リサーチ
協力	都道府県暴力追放運動推進センター 警視庁・各道府県警察本部

はじめに

政府は、平成19年6月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を策定しました。本資料は、企業における反社会的勢力への対応の実態や、同「指針」の導入状況等を把握するため、平成24年7月に全国の企業10,000社を対象として、反社会的勢力による不当要求の有無やその内容、「指針」に基づいた反社会的勢力との関係遮断の取組状況、行政機関への要望等についてアンケート調査した結果をとりまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました各企業関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

I 調査の概要

1 調査の方法、対象等

本アンケート調査の方法、対象等は次のとおり。

- ① 調査方法 郵送法
- ② 調査対象 全国の企業10,000社に対して調査票を送付して調査を行った。
- ③ 調査時期 平成24年7月

2 回収結果

調査票の回収数は、2,885通(回収率28.9%)であった。

II 回答企業のプロフィール

表1 業種(複数回答)

1. 建設業	430 (14.9 %)
2. 製造業	237 (8.2 %)
3. 運輸・通信業	257 (8.9 %)
4. 不動産業	341 (11.8 %)
5. 卸売・小売業(商社を含む)	268 (9.3 %)
6. 銀行業	192 (6.7 %)
7. 証券・保険業	150 (5.2 %)
8. その他金融業	94 (3.3 %)
9. 飲食業	186 (6.4 %)
10. 電気・ガス・水道・熱供給業	19 (0.7 %)
11. その他サービス業	989 (34.3 %)
12. その他	413 (14.3 %)
13. 無回答	0 (0.0 %)
全 体	2,885 (100.0 %)

表2 所在地

1. 北海道	254 (8.8 %)
2. 東北地方	206 (7.1 %)
3. 東京都	514 (17.8 %)
4. 関東地方(東京都を除く)	271 (9.4 %)
5. 中部地方	280 (9.7 %)
6. 近畿地方	541 (18.8 %)
7. 中国地方	236 (8.2 %)
8. 四国地方	168 (5.8 %)
9. 九州地方	412 (14.3 %)
10. 不明および無回答	3 (0.1 %)
合 計	2,885 (100.0 %)

表3 売上高

1. 1,000万円未満	121 (4.2 %)
2. 1,000万円以上3,000万円未満	82 (2.8 %)
3. 3,000万円以上5,000万円未満	48 (1.7 %)
4. 5,000万円以上1億円未満	95 (3.3 %)
5. 1億円以上3億円未満	277 (9.6 %)
6. 3億円以上5億円未満	252 (8.7 %)
7. 5億円以上10億円未満	388 (13.4 %)
8. 10億円以上100億円未満	1,011 (35.0 %)
9. 100億円以上	546 (18.9 %)
10. 無回答	65 (2.3 %)
合 計	2,885 (100.0 %)

表4 従業員数

1. 5人未満	236 (8.2 %)
2. 5人以上10人未満	106 (3.7 %)
3. 10人以上50人未満	753 (26.1 %)
4. 50人以上100人未満	590 (20.5 %)
5. 100人以上500人未満	725 (25.1 %)
6. 500人以上1,000人未満	142 (4.9 %)
7. 1,000人以上	325 (11.3 %)
8. 無回答	8 (0.3 %)
合 計	2,885 (100.0 %)

表5 企業特性

1. 上場企業(新興市場を除く)	199 (6.9 %)
2. 新興市場(ジャスダック、マザーズ等)上場企業	24 (0.8 %)
3. その他の有価証券報告書提出企業	72 (2.5 %)
4. 上記以外の株式会社	2,042 (70.8 %)
5. 有限、合名、合資会社	165 (5.7 %)
6. 相互会社、信用金庫、信用組合等	49 (1.7 %)
7. 個人事業主	138 (4.8 %)
8. その他の法人	183 (6.3 %)
9. 無回答	13 (0.5 %)
全体	2,885 (100.0 %)

表6 団体等への加盟の有無

1. 加盟している	2,132 (73.9 %)
2. 加盟していない	629 (21.8 %)
3. 無回答	124 (4.3 %)
合計	2,885 (100.0 %)

表7 関連する官公庁(複数回答)

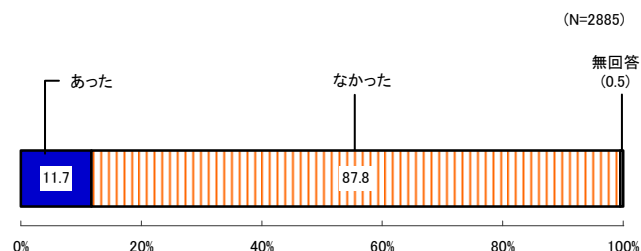
1. 公安委員会	532 (18.4 %)
2. 金融庁	462 (16.0 %)
3. 消費者庁	49 (1.7 %)
4. 総務省	201 (7.0 %)
5. 国土交通省	1,037 (35.9 %)
6. 法務省	100 (3.5 %)
7. 外務省	12 (0.4 %)
8. 財務省	141 (4.9 %)
9. 文部科学省	74 (2.6 %)
10. 環境省	270 (9.4 %)
11. 厚生労働省	517 (17.9 %)
12. 農林水産省	132 (4.6 %)
13. 防衛省	34 (1.2 %)
14. 経済産業省	312 (10.8 %)
15. その他	319 (11.1 %)
16. 無回答	227 (7.9 %)
全体	2,885 (100.0 %)

Ⅲ 設問ごとの調査結果

1 不当要求等の実態について

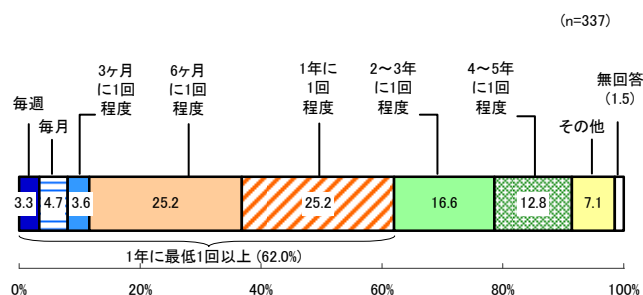
1.1 実際に受けた不当要求の有無について

過去5年間に反社会的勢力からの不当要求を受けた経験がある企業の割合は、全体の 11.7%(337 社)であった。



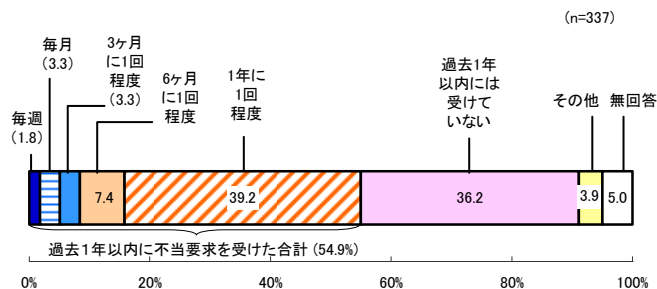
1.2 不当要求の頻度について

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業 337 社についてその頻度をみると、「6ヶ月に1回程度」と「1年に1回程度」がそれぞれ 25.2%と多く、全体の 62.0%の企業は、1年に最低1回以上の不当要求を受けていた。



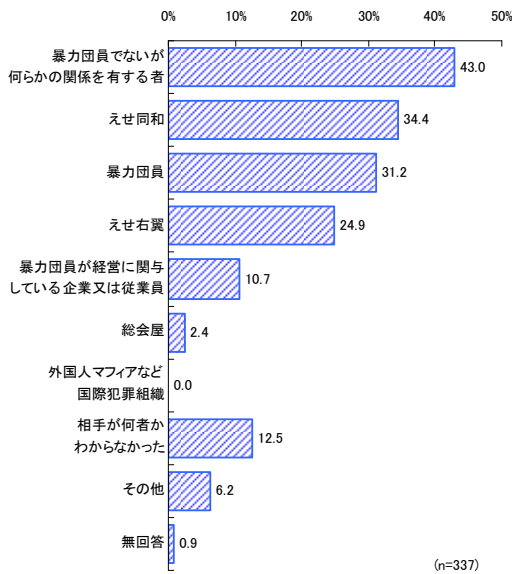
1.3 過去1年以内の不当要求の頻度について

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業 337 社のうち、過去1年以内に不当要求を受けた企業は 54.9%で、その頻度は「1年に1回程度」が 39.2%と最も多く、次いで「6ヶ月に1回程度」(7.4%)が多い。



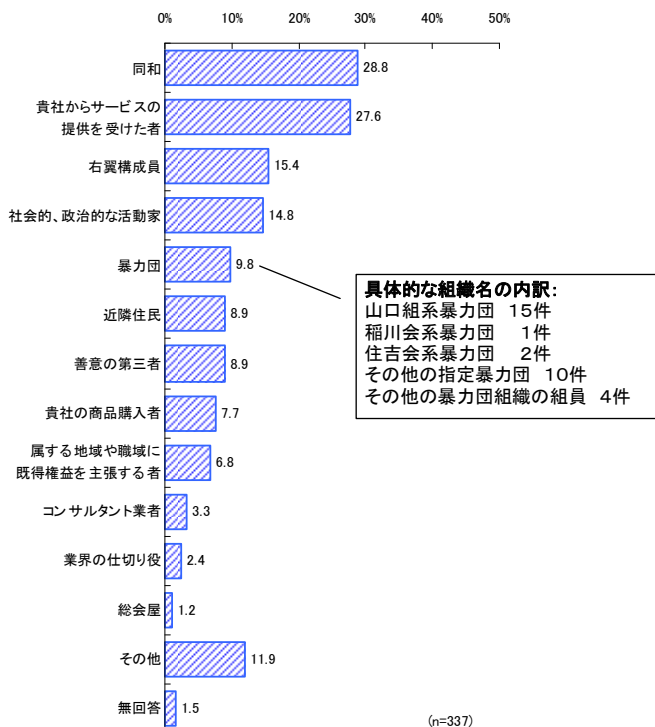
1.4 不当要求の相手方の属性について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業 337 社が、その相手方をどのように認識したかをみると、「暴力団員でないが何らかの関係を有する者」が 43.0%と最も多く、以下「えせ同和」(34.4%)、「暴力団員」(31.2%)、「えせ右翼」(24.9%)と続く。



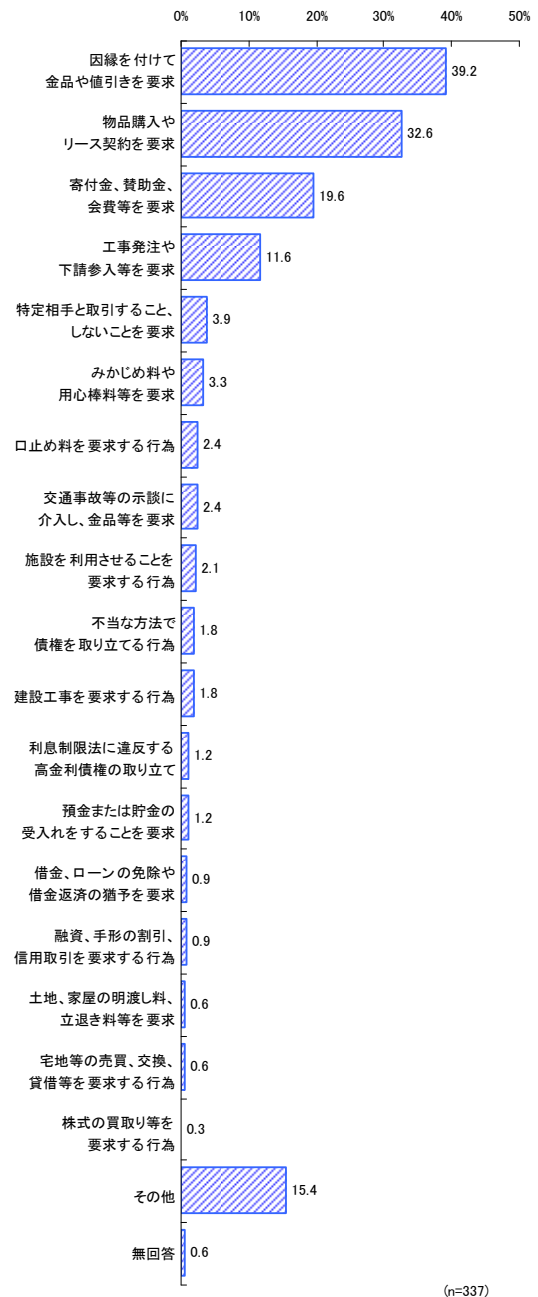
1.5 不当要求の相手方の自称について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業 337 社について、その相手方がどのように名乗ったかをみると、「同和」(28.8%)と「貴社からサービスの提供を受けた者」(27.6%)が同程度で多い。これに「右翼構成員」(15.4%)、「社会的、政治的な活動家」(14.8%)が続く。



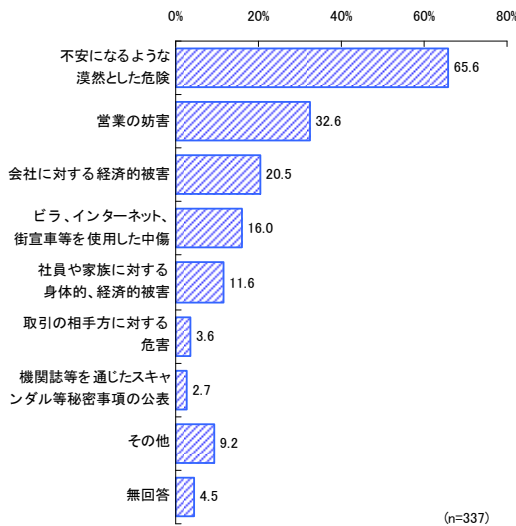
1.6 不当要求の態様について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業 337 社について、不当要求行為の内容をみると、「因縁を付けて金品や値引きを要求」(39.2%)、「物品購入やリース契約を要求」(32.6%)の順で多い。以下「寄付金、賛助金、会費等を要求」(19.6%)、「工事発注や下請参入等を要求」(11.6%)と続く。



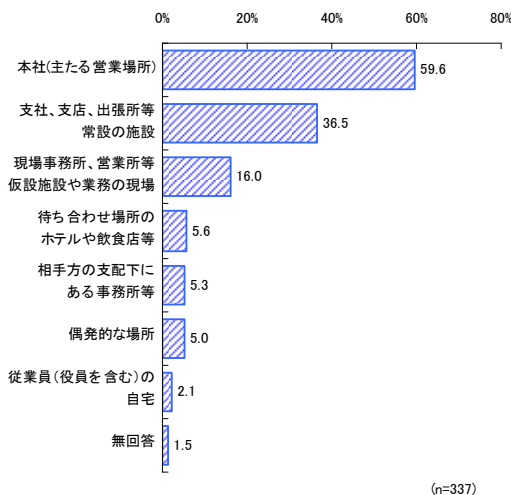
1.7 不当要求の際の具体的な脅しの内容について (複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業 337 社について、不当要求を拒否した場合にどのような危害を加えられると認識したかをみると、「不安になるような漠然とした危険」が 65.6%と最も多く、以下「営業の妨害」(32.6%)、「会社に対する経済的被害」(20.5%)と続く。



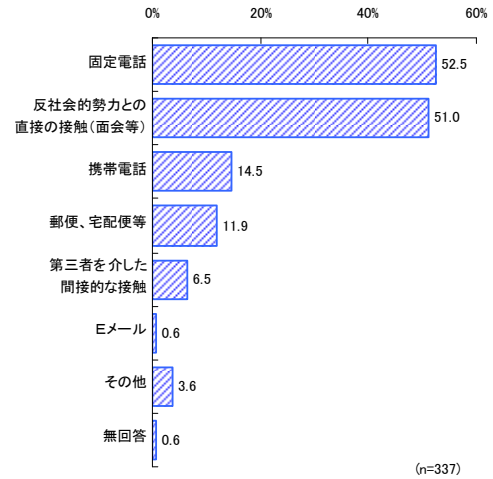
1.8 不当要求を受けた場所について (複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業 337 社について、不当要求を受けた場所をみると、「本社(主たる営業場所)」が 59.6%と最も多く、以下「支社、支店、出張所等常設の施設」(36.5%)、「現場事務所、営業所等仮設施設や業務の現場」(16.0%)と続き、多くが自社の関係施設において不当要求を受けている。



1.9 不当要求の手段について (複数回答)

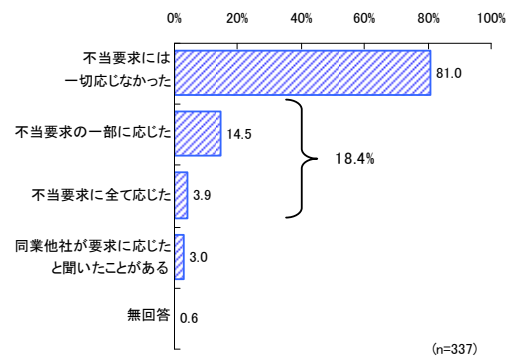
過去5年間に不当要求を受けたことがある企業 337 社について、どのような手段で不当要求を受けたかをみると、「固定電話」(52.5%)と「反社会的勢力との直接の接触(面会等)」(51.0%)が同程度で多い。これに「携帯電話」(14.5%)、「郵便、宅配便等」(11.9%)が続く。



1.10 不当要求への措置結果について (複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業 337 社について、どのように対処したかをみると、「不当要求には一切応じなかった」企業が 81.0%と8割を超える。

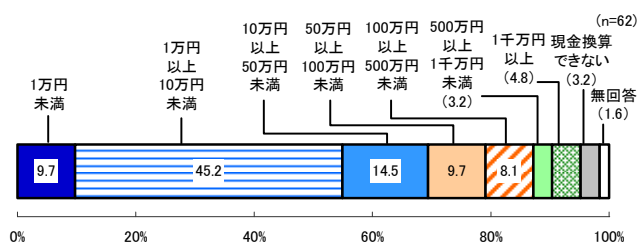
一方、「不当要求の一部に応じた」が 14.5%、「不当要求に全て応じた」が 3.9%と、何らかの形で要求を受け入れた企業も2割弱となっている。



1.11 過去5年間に応じた要求額について

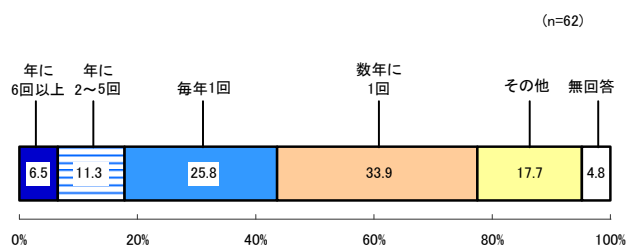
「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業 62 社について、過去5年間に応じた不当要求の合計金額をみると、「1万円以上 10 万円未満」が 45.2% (28 社)と最も多く、これに「10 万円以上 50 万円未満」(14.5%/9社)が続いており、50 万円未満の要求に応じた企業が7割弱を占めた。

一方で、500 万円以上という高額な要求に応じた企業が合わせて 8.0% (5社)となっている。



1.12 過去5年間の不当要求の頻度について

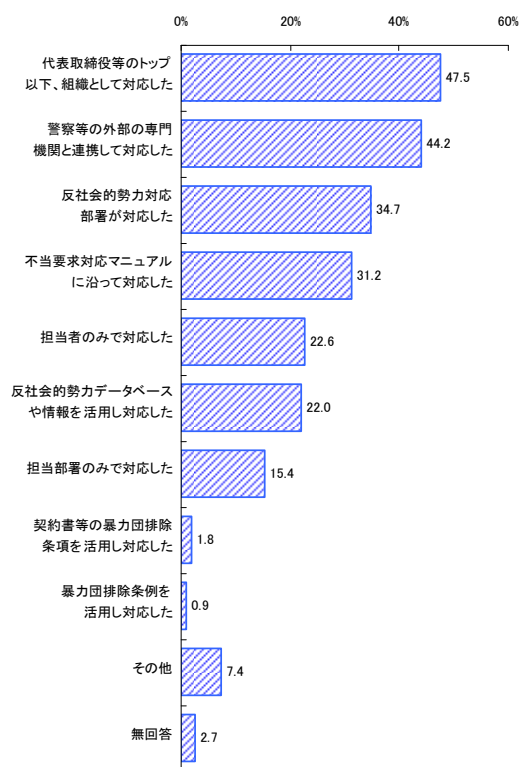
「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業 62 社について、過去5年間に不当要求に応じた頻度をみると、「数年に1回」が 33.9% (21 社)と最も多く、以下「毎年1回」(25.8%/16 社)、「年に2~5回」(11.3%/7社)と続いている。



1.13 不当要求への対応状況について (複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業 337 社について、不当要求に対してどのように対応したかをみると、「代表取締役等のトップ以下、組織として対応した」(47.5%)、「警察等の外部の専門機関と連携して対応した」(44.2%)が多くなっている。次いで「反社会的勢力対応部署が対応した」(34.7%)、「不当要求対応マニュアルに沿って対応した」(31.2%)が多い。

一方、「契約書等の暴力団排除条項を活用して対応した」(1.8%)、「暴力団排除条例を活用して対応した」(0.9%)という回答は少ない。

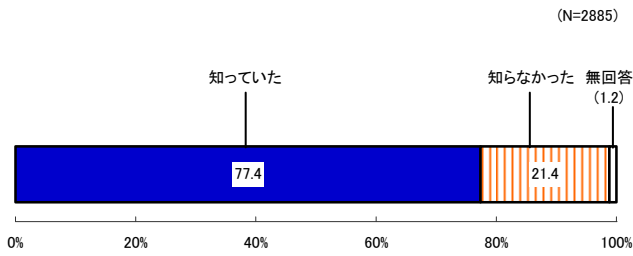


(n=337)

2 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について

2.1 「指針」について

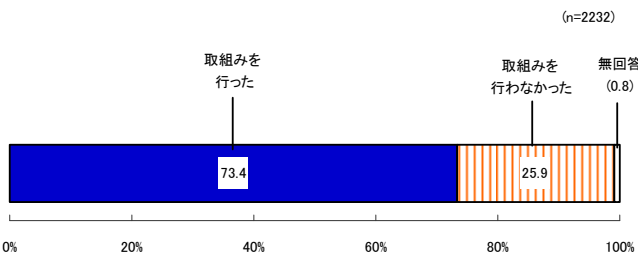
「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について、「知っていた」とする割合は 77.4% (2,232 社) にのぼり、「知らなかった」は 21.4% (617 社) となっている。



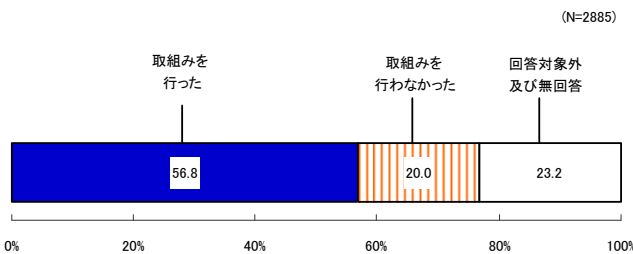
2.2 「指針」に沿った取組みについて

「指針」を知っていた企業 2,232 社のうち、「指針」に沿って「取組みを行った」とする割合は 73.4% であった。これを本アンケートの全回答企業 2,885 社でみると、「取組みを行った」とする割合は 56.8% となる。

【「指針」を知っていた企業】

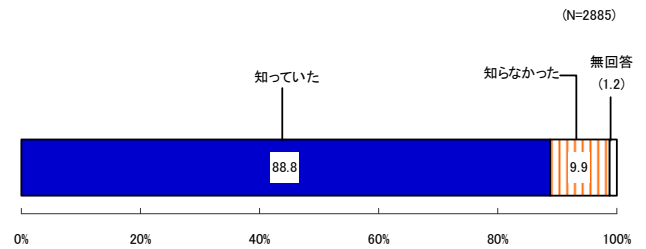


【アンケート全回答企業】



2.3 暴力団排除条例について

暴力団排除条例について、「知っていた」とする割合は 88.8% (2,562 社) にのぼり、「知らなかった」は 9.9% (287 社) となっている。

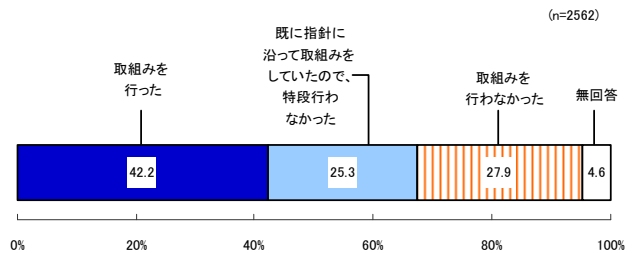


2.4 暴排条例施行に伴う取組みについて

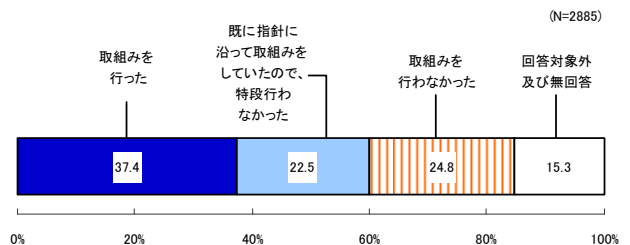
暴排条例を知っていた企業 2,562 社のうち、施行に伴う「取組みを行った」とする割合は 42.2%、「既に指針に沿って取組みをしていたので、特段行わなかった」は 25.3%、「取組みを行わなかった」は 27.9% であった。

これを本アンケートの全回答企業 2,885 社でみると、「取組みを行った」とする割合は 37.4%、「既に指針に沿って取組みをしていたので、特段行わなかった」は 22.5%、「取組みを行わなかった」は 24.8% となる。

【「暴力団排除条例」を知っていた企業】



【アンケート全回答企業】

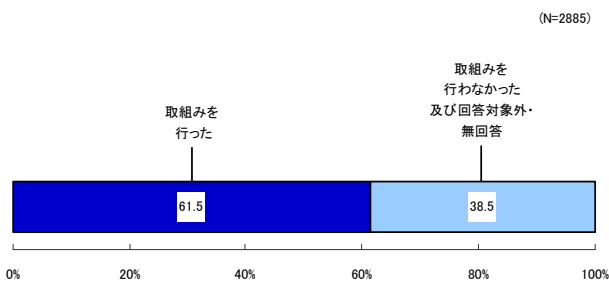


2.5 反社会的勢力による被害防止のための取組み内容について（複数回答）

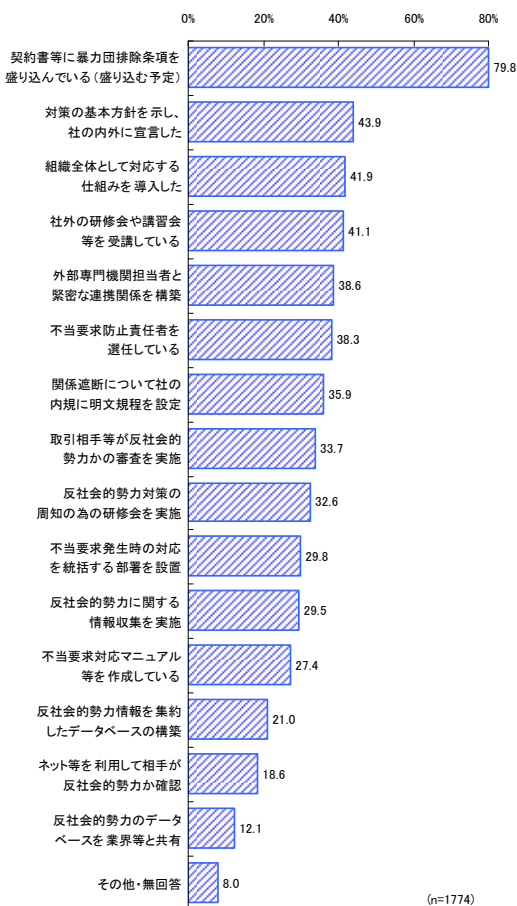
「指針」に沿った取組みを行った、または暴排条例施行に伴う取組みを行ったとする企業は1,774社(61.5%)となった。その取組み内容をみると、「契約書等に暴力団排除条項を盛り込んでいる(または盛り込む予定である)」が79.8%と特に多く、これに「対策の基本方針を示し、社の内外に宣言した」(43.9%)、「組織全体として対応する仕組みを導入した」(41.9%)が続く。

一方で、「ネット等を利用して相手が反社会的勢力か確認」(18.6%)、「反社会的勢力のデータベースを業界等と共有」(12.1%)といった、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みは低調である。

<被害防止のための取組み状況>

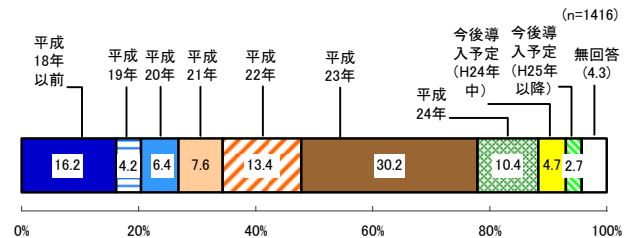


<取組み内容>



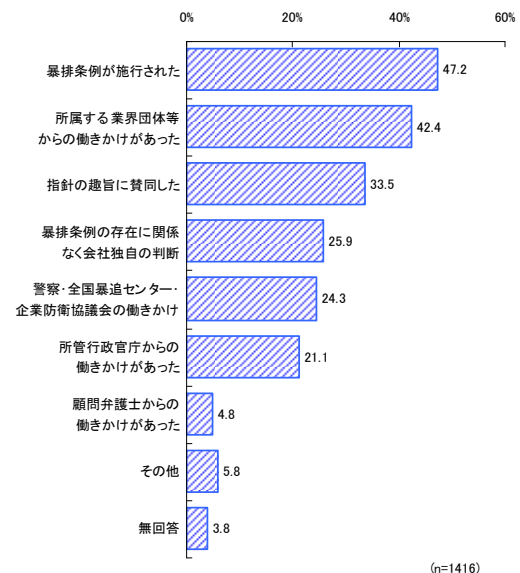
2.6 暴力団排除条項の導入時期について

「契約書等に暴力団排除条項を盛り込んでいる(または盛り込む予定である)」と答えた企業1,416社について、暴力団排除条項の導入時期をみると、「平成23年」が30.2%と最も多い。「平成18年以前」は16.2%となっており、「指針」が公表された平成19年以降平成24年まで導入した企業が7割以上を占める。



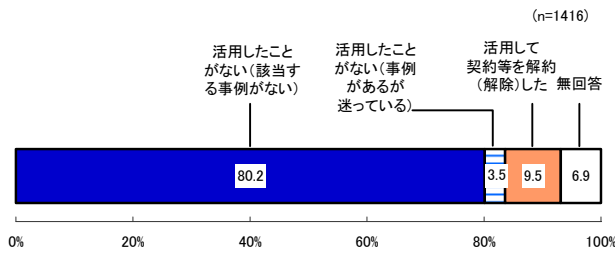
2.7 暴力団排除条項を盛り込んだ理由について（複数回答）

暴力団排除条項を盛り込んだ(または盛り込む予定である)企業1,416社について、その理由をみると、「暴排条例が施行された」(47.2%)、「所属する業界団体等からの働きかけがあった」(42.4%)、「指針の趣旨に賛同した」(33.5%)の順が多い。また、「警察・全国暴追センター・企業防衛協議会の働きかけ」も24.3%と比較的多い。



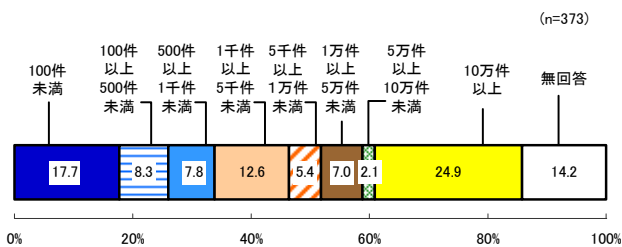
2.8 暴力団排除条項の活用について

「契約書等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（または盛り込む予定である）」と答えた企業 1,416 社のうち、暴力団排除条項を「活用して契約等を解約（解除）した」企業は 9.5%あった。「活用したことがない（該当する事例がない）」企業が 80.2%にのぼる。「活用したことがない（事例はあるが迷っている）」とする企業は 3.5%となっている。



2.9 データベースの構築状況について

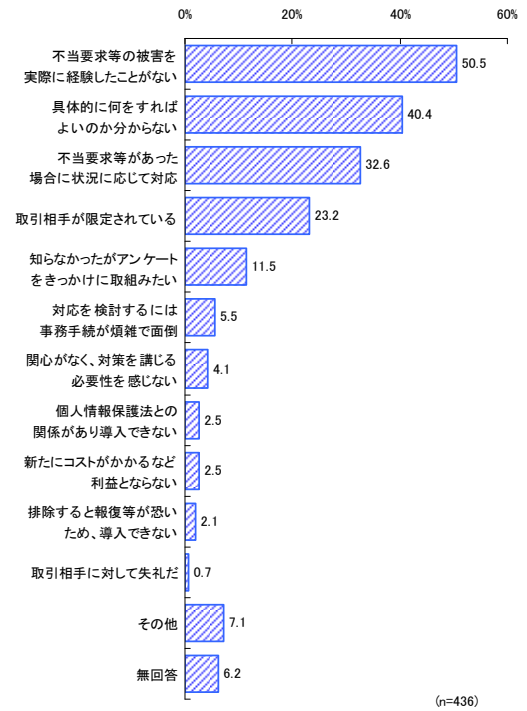
前記 2.5 で「反社会的勢力情報を集約したデータベースを構築している」と答えた企業 373 社について、情報の蓄積件数を見ると、「10 万件以上」が 24.9%と4分の1を占めるが、「100 件未満」にとどまる企業も 17.7%と多い。



2.10 反社会的勢力への各種対応を実施しない理由について（複数回答）

「指針」に沿った取組みを行わなかった、かつ、暴排条例施行に伴う取組みを行わなかった企業 436 社について、その理由をみると、「不当要求等の被害を実際に経験したことがない」が 50.5%と最も多く、以下「具体的に何をすればよいのか分からない」(40.4%)、「不当要求等があった場合に状況に応じて対応」(32.6%)と続く。

実際に不当要求等を受けた経験がない企業は、積極的に反社会的勢力との関係を遮断するという意識が希薄で、具体的な取組みの実施につながりにくい実態がみてとれる。

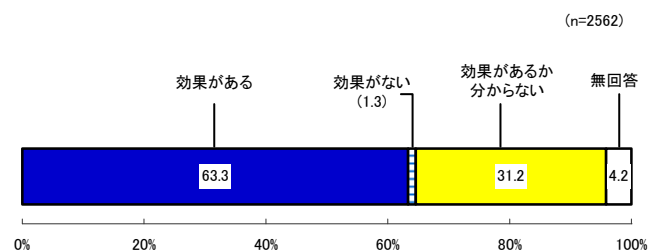


2.11 暴排条例施行の効果について

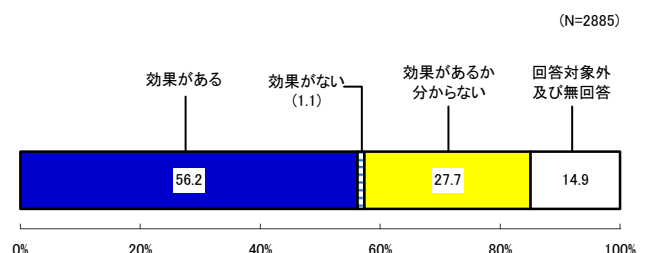
暴排条例を知っていた企業 2,562 社のうち、施行について「効果がある」とする割合は 63.3%となっている。「効果がない」とする割合は 1.3%と低いが、「効果があるか分からない」とする割合が 31.2%におよぶ。

これを本アンケートの全回答企業 2,885 社でみると、「効果がある」が 56.2%、「効果があるか分からない」が 27.7%となる。

【「暴力団排除条例」を知っていた企業】

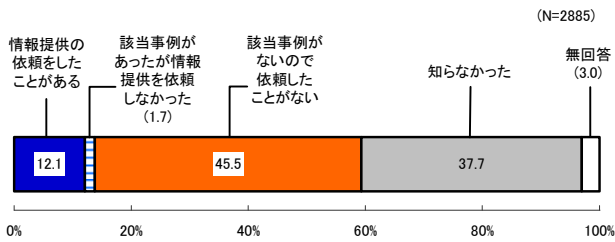


【アンケート全回答企業】



2.12 警察の暴力団情報提供について

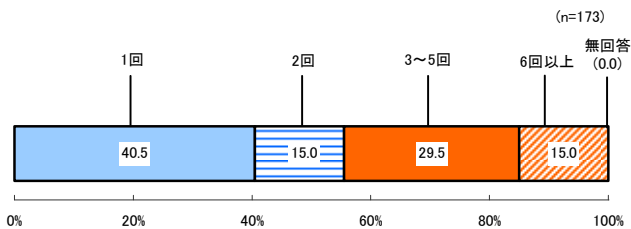
警察の暴力団情報提供制度について、「情報提供の依頼をしたことがある」とする割合は 12.1% (350 社)、「該当事例があったが情報提供を依頼しなかった」とする割合は 1.7% (48 社)、「該当事例がないので依頼したことがない」とする割合は 45.5% (1,312 社)となっている。これらを合計すると、警察の暴力団情報提供制度を知っていた割合は6割弱で、「知らなかった」とする割合は 37.7% (1,089 社)である。



2.13 警察の暴力団情報提供の回数について

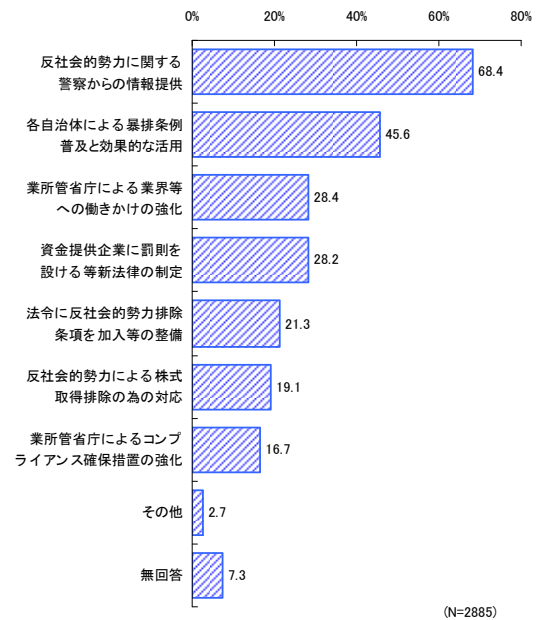
警察に暴力団情報提供の依頼をしたことがある企業 173 社について、情報提供の回数をみると、「1回」が 40.5%と最も多い。次いで「3～5回」(29.5%)が多く、複数回依頼した企業が約6割を占める。

※回答比率は回数の記入があった企業数に対するもの。



2.14 行政機関への要望について（複数回答）

反社会的勢力との関係を遮断するために、行政機関に実施して欲しい施策としては、「反社会的勢力に関する警察からの情報提供」(68.4%)が最も多く、7割弱にのぼる。次いで「各自治体による暴排条例普及と効果的な活用」(45.6%)が多い。



調査主体 全国暴力追放運動推進センター
 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
 警察庁刑事局組織犯罪対策部
 調査機関 株式会社日経リサーチ
 協力 都道府県暴力追放運動推進センター
 警視庁・各道府県警察本部